

(資金収支計算の目的)

第6条 学校法人は、毎会計年度、当該会計年度の諸活動に対応するすべての収入及び支出の内容並びに当該会計年度における支払資金（現金及びいつでも引き出すことができる預貯金をいう。以下同じ。）の収入及び支出のてん末を明らかにするため、資金収支計算を行なうものとする。

※昭和46年4月1日制定

1 資金収支計算の目的

本条は、この省令(「基準」)の適用を受ける学校法人は、資金収支計算を行うことを定めるとともに、この資金収支計算の目的を示したものであり、その目的を後述2のように定めている。

本条とは別に、第15条では事業活動収支計算の目的を定めている。したがって、「基準」は、二つの収支計算を学校法人に求めていることになる。

事業活動収支計算は、学校法人の活動を財貨サービスの流れから捉えるのに対し、本条で定める資金収支計算は、学校法人の活動を資金の流れから捉えるのである。一つの活動を異なった面から捉えているに過ぎず、けして二つの活動があるわけではない。

2 諸活動に対応する収支と支払資金の収支

本条の定めである「当該会計年度の諸活動に対応するすべての収入及び支出の内容並びに当該会計年度における支払資金(……定義略……)の収入及び支出のてん末」は、「当該会計年度の諸活動に対応するすべての収入及び支出の内容」と「当該会計年度における支払資金(……定義略……)の収入及び支出のてん末」に区分される。

すなわち、本条では、資金収支計算の目的として、次の二つを掲げている。

- ① 会計年度ごとに、当該会計年度の諸活動に対応するすべての収入と当該会計年度の諸活動に対応するすべて支出の内容を明らかにすること。
- ② 会計年度ごとに、当該会計年度において実際に収納した資金の収入(支払資金の収入)と当該会計年度において実際に支払った資金の支出(支払資金の支出)について、そのてん末を明らかにすること。

3 支払資金の収入及び支出のてん末

資金収支計算の目的の一つは、当該会計年度における支払資金の収入及び支出のてん末を明らかにすることである。

よって、資金収支計算書は、支払資金(現金及びいつでも引き出すことができる預貯金)のてん末報告書である。てん末とは、「(顛(いただき)から末までの意) 始めから終わりまでのいきさつ。全部の事情。」(日本国語大辞典)であるので、このてん末報告書は、支払資

金の収入及び支出の内容に加えて、支払資金の収入と支出の差額残高までも明示することを求めていることとなる。

4 支払資金

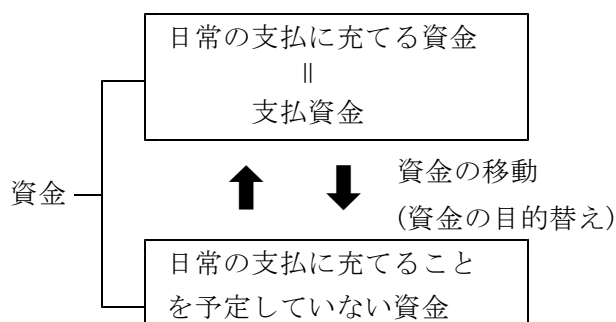
支払資金とは、本条支払資金の()書きで「現金及びいつでも引き出すことができる預貯金」と定義されている。

これは、学校法人が保有する資金を日常の支払にあてるものとその他にあてるものとに区分して、日常の支払にあてるものとされた資金の収支状況をとらえ、日常経営のお金の遣り繰りをみようという趣旨である。

したがって、ここでの資金は、日常の経営においていつでも使用できるお金ということとなり、本条は、これを「いつでも引き出すことができる預貯金」と定義し、支払資金と呼ぶのである。

「いつでも引き出すことができる預貯金」とは、「基準」が昭和46年に公布・施行されるに際して当時の文部省が研修会を開催し、そのテキストとして作成した学校法人会計基準概説(昭和46年5月、以下本条解説において「基準概説」という。)において、「当座預金、普通預金、郵便貯金等はもちろんであるが、そのほか、学校法人の意思で随時に又は短時間のうちに解約等により支払手段となしうるものであれば、通知預金や定期預金もこの範囲に含める」と説明されている。

また、「特定の用途を有する預金や支払手段として用いることを予定していない預金等(例えば〇〇引当特定預金、特定基本金引当資産)については、支払資金の範囲に含めない。」(基準概説)とされ、よって、これらの預金等は支払資金の範囲に含めることができないのであるから、これらの預金等を支払手段として使用するときは、この範疇から支払資金に組み替えなければならないこととなる。



なお、企業会計を律する連結キャッシュ・フロー計算書作成基準は、「資金の範囲は、現金及び現金同等物」とし、うち「現金とは、手許現金及び要求払預金」をいい、また、「現金同等物とは、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期投資をいう」としている。そして、同注解では、「要求払預金には、例えば、当座預金、普通預金、通知預金」が、「現金同等物には、例えば、取得日から満期日又は償還日までの期間が3か月以内の短期投資である定期預金、譲渡性預金、コマーシャル・ペーパー

一、売戻し条件付現先、公社債投資信託が含まれる」ともしている。

以上を見るに、ここでの資金は「基準」の支払資金より若干範囲が広いものといえる。したがって、これらの資金(現金及び現金同等物)がそのまま「基準」の支払資金となるということではないので留意したい。

5 諸活動に対応するすべての収入と支出

資金収支計算書の今一つの目的は、当該会計年度の諸活動に対応するすべての収入と支出の内容を明らかにすること、すなわち、学校法人の当該会計年度の教育研究活動その他の諸活動に伴い生じたすべての収入と支出の内容を明らかにすることである。

「すべての収入及び支出」を明らかにするのであるから、特定の収支について別会計で経理する等の理由で、資金収支計算から除外することはできない(基準概説)。

また、当該会計年度の諸活動に対応する収支であるから、現金預金の現実の収支である支払資金の収支とはその内容が異なることがある。例えば、教育活動により収入すべき授業料等は、その全てが教育活動が行われた年度に実際に収入されることが保証されているわけではないが、本条は、実際に現金預金が収入されたか否かによらず、収入すべき授業料等を諸活動に対応する収入として把握することを求めるのである。

6 資金収支計算書における工夫

そして、前述3と5にみた二つの資金の収支(諸活動に対応する収支と支払資金の収支)を一つの報告書で取りまとめることを、本条は求めているのであり、その求めは前述したように、本条前段の諸活動に対応する収入及び支出についてはその「内容」を、本条後段の支払資金の収入及び支出についてはその「てん末」を明らかにすることである。

てん末とは、先に見たように「(顛(いただき)から末までの意) 始めから終わりまでのいきさつ。全部の事情。」(日本国語大辞典)であるので、後段の支払資金の収入及び支出の収支計算については、その収入と支出の「内容」に加えて収入と支出の差額残高までも明示することが求められていることとなり、本条の要請である支払資金の収入及び支出と諸活動に対応する収入及び支出を一つの報告書で取りまとめることは容易ではない。よって、「基準」は、この工夫を第11条に、「(前期末前受金等)」としてその定めを置くのである。

さらに、「基準」は、昭和51年7月28日付け文管振第215号通知で、後段の支払資金の収入と支出の差額残高、すなわち、支払資金の期末日有高と貸借対照表の現金預金期末日有高とが一致していることを求めていることから、本条の要請は一段と複雑になることに留意したい。この詳細については、第12条の解説に譲ることとする。

※ 昭和51年7月28日付け文管振第215号文部省管理局長通知「昭和51年度以後の監査事項の指定について」

二 監査事項の内容について

1 資金収支計算書について

(1) (ウ) 資金収支計算書における「前年度繰越支払資金」及び「次年度繰越支払資

金」の額は、期首並びに期末の貸借対照表における現金預金有高と一致しているかどうか。

※ 平成27年3月30日付け26文科高第1120号文部科学省高等教育局私学部長通知「平成27年度以後の監査事項の指定について」

二 監査事項の内容について

1 資金収支計算書について

(1) (ウ) 資金収支計算書における「前年度繰越支払資金」及び「翌年度繰越支払資金」の額は、期首並びに期末の貸借対照表における現金預金有高と一致しているかどうか。

(資金収支計算の方法)

第7条 資金収入の計算は、当該会計年度における支払資金の収入並びに当該会計年度の諸活動に対応する収入で前会計年度以前の会計年度において支払資金の収入となったもの（第11条において「前期末前受金」という。）及び当該会計年度の諸活動に対応する収入で翌会計年度以後の会計年度において支払資金の収入となるべきもの（第11条において「期末未収入金」という。）について行なうものとする。

2 資金支出の計算は、当該会計年度における支払資金の収入並びに当該会計年度の諸活動に対応する支出で前会計年度以前の会計年度において支払資金の支出となったもの（第11条において「前期末前受金」という。）及び当該会計年度の諸活動に対応する支出で翌会計年度以後の会計年度において支払資金の支出となるべきもの（第11条において「期末未払金」という。）について行なうものとする。

※昭和46年4月1日制定

1 資金収支計算の方法

本条は、「基準」第6条の資金収支計算の目的を受けて、その資金収支計算の方法を、収入については第1項、支出については第2項で明らかにしたものである。

第6条は、資金収支計算の目的を二つあげ、次のように定めている。

- ① 一つは、会計年度ごとに、当該会計年度の諸活動に対応するすべての収入と支出の内容を明らかにすること、
- ② もう一つは、会計年度ごとに、当該会計年度における支払資金の収入及び支出のてん末を明らかにすること、である。

ここで示された資金収支計算の目的の一つである②の支払資金の収入及び支出については、当該会計年度において実際に資金の受け入れがあったもの又は資金の払い出しがあったものをいうので特段の説明を要しないが、今一つの目的である①の諸活動に対応するすべての収入及び支出について、並びに、①における収入及び支出と②における収入及び支出との関連については、若干の説明を要する。

2 資金収入の計算

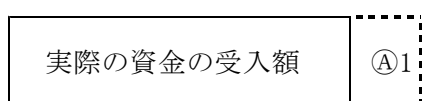
学校法人は、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間を一活動期間として、諸々の活動を行う。そして、その活動には通常、資金の受け入れ（収入）をとまなう。すなわち、当該会計年度の諸活動に対応する収入とは、このように一活動期間内に諸々の活動が行われることにより、学校法人が受け入れる資金をいうのである。

しかしながら、活動が行われたことにより受け入れる資金、言い換えるならば、受け入れられるべき資金が、活動が行われた期間と同一の会計期間内に実際に受け入れられることは必ずしも保証されていないし、ときにはその時期が異なることがある。そして、このズレには後述3及び4のような二つのケースがみられるのである。

3 期末未収入金

前述2でみたように、活動が行われたことにより受け入れるべき資金が、ときには、当該活動期間の末日である3月31日までに受け入れられないこともあるが、3月31日までに受け入れられないからといって、これをここでの資金から除いてしまえば、当該活動期間における資金収入は、当該期間の活動に対応しなくなってしまう。したがって、「基準」は、これを「当該会計年度の諸活動に対応する収入で翌会計年度以後の会計年度において支払資金の収入となるべきもの(「期末未収入金」という。)」として、当該活動期間における資金の収入とみなすのである。

当該会計年度：



①1=資金は実際には受け入れていないが、諸活動に対応して考えると、収入とすべきもの。

=期末における「未収入の資金」というような意味で、実際の受入資金からいえば、資金の範囲を拡大したものであり、「将来の現金」ともいえる。

これを「期末未収入金」と呼ぶ。

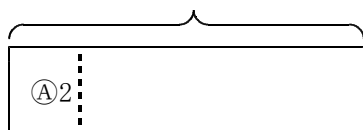
=対応する勘定科目は、「授業料収入」等。

例：既に行われた授業にかかる授業料で3月31日までに収納されなかったもの

仕訳例：(借)期末未収入金 ×× (貸)授業料収入 ××

次の会計年度：

実際の資金の受入額



②2=前会計年度で実際には資金の受け入れがないのに収納されたものとして取り扱われ、「(借)期末未収入金××(貸)授業料収入××」等として処理されたもので、実際の資金の受け入れがこの会計年度でされたもの。

=前会計年度末で未収入であったもの(「期末未収入金」)の受け入れ。

=前会計年度で「授業料収入」等として処理されているので、実際に資金が受け入れられたこの会計年度では、「授業料収入」等として処理できない。

=よって、対応する勘定科目を「前期末未収入金収入」とし、それを資金の収入原因とする。

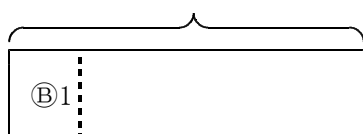
仕訳例：(借)資金 ×× (貸)前期末未収入金収入 ××

4 前期末前受金

一方前述3とは逆に、諸活動に先んじて資金を受け入れてしまう場合がある。このような場合におけるこの資金収入は、当該会計期間において行われた活動に対応しないこととなる。したがって、「基準」は、この会計期間に受け入れられた資金を、資金受入れの翌会計期間後に行われる活動に対応する収入とするため、当該資金を受け入れた期間においては当該活動に対する前受けの収入(「前受金収入」として取扱い、その後、この前受けの収入を、当該活動が行われた会計期間においてその期間の資金収入とするのである。すなわち、当該資金収入を、この活動が行われた期間において「当該会計年度の諸活動に対応する収入で前会計年度以前の会計年度において支払資金の収入となったもの(「前期末前受金」という。))とし、当該活動に対応する収入を認識するのである。

前の会計年度：

実際の資金の受入額



①＝資金は実際に受け入れたが、諸活動に対応して考えると、収入として扱うには時期が早いもの。

＝前受けしたもの。

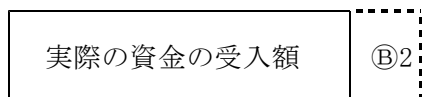
＝これを「前受金収入」と呼び、その収入原因とする。

例：翌4月1日以降入学する学生・生徒等から収納された入学金

したがって、「入学金収入」として把握しないで、「前受金収入」として処理する。

仕訳例：(借)資金 ×× (貸) 前受金収入 ××

当該会計年度：



②＝前会計年度で前受けの収入すなわち「(借)資金××(貸)前受金収入××」として処理されたもので、その受入目的とされる活動が当該会計年度でされるもの。

＝当該目的を明らかにする科目で一度も処理されたことがないので、受入目的の活動が行われた年度で、活動目的に対応して資金収入を認識する。

＝この認識した資金を「前期末前受金」と呼ぶ。

＝前期末に受けた前受けの資金というような意味で、実際の受入資金からいえば、資金の範囲を拡大したようなものであり、「過去の現金」ともいえる。

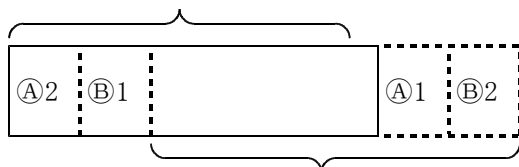
＝対応する勘定科目は、「入学金収入」等。

仕訳例：(借)前期末前受金 ×× (貸) 入学金収入 ××

5 資金収入のまとめ

前述3及び4の図を合成すると次のような図になり、そして、これが本条の資金収入を表すのである。

実際の資金の受入額



諸活動に対応する収入

①A1=「期末未収入金」

<対応する勘定科目は、「授業料収入」等>

仕訳例：(借)期末未収入金 ×× (貸)授業料収入 ××

②A2=「前期末未収入金収入」

仕訳例：(借)資金 ×× (貸)前期末未収入金収入 ××

③B1=「前受金収入」

仕訳例：(借)資金 ×× (貸)前受金収入 ××

④B2=「前期末前受金」

<対応する勘定科目は、「入学金収入」等>

仕訳例：(借)前期末前受金 ×× (貸)入学金収入 ××

すなわち、本条は、資金収入を次の三つと認識しているのである。

- ① 実際に受け入れた収入 ①A2・①B1を含む
=当該会計年度における支払資金の収入
(当該会計年度の諸活動に対応する収入を含む)
- ② 期末未収入金 ①A1
=当該会計年度の諸活動に対応する収入で翌会計年度以後の会計年度において支払資金の受け入れとなるべきもの
=将来の現金=将来の支払資金収入
- ③ 前期末前受金 ①B2
=当該会計年度の諸活動に対応する収入で前会計年度以前の会計年度において支払資金の収入となったもの
=過去の現金=過去の支払資金収入

6 資金支出の計算

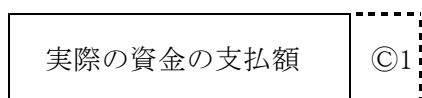
学校法人は、毎年4月1日から翌3月31日までの期間を一活動期間として、諸々の活動を行う。そして、収入の場合と同様、その活動には通常、資金の払い出し(支出)をとる。すなわち、当該会計年度の諸活動に対応する支出とは、このように一活動期間内に諸々の活動が行われることにより、学校法人が払い出す資金、支払う資金をいうのである。

しかしながら、活動が行われたことにより支払う資金、言い換えるならば、支払うべき資金が、活動が行われた期間と同一の会計期間内に実際に支払われることは必ずしも保証されていないし、ときにはその時期が異なることがある。そして、このズレには後述7及び8のような二つのケースがみられるのである。

7 期末未払金

前述6でみたように、活動が行われたことにより支払うべき資金が、ときには、当該活動期間の末日である3月31日までに支払われないこともあるが、3月31日までに支払われないからといって、これをここでの資金から除いてしまえば、当該活動期間における資金支出は、当該期間の活動に対応しなくなってしまう。したがって、「基準」は、これを「当該会計年度の諸活動に対応する支出で翌会計年度以後の会計年度において支払資金の支出となるべきもの（「期末未払金」という。）」として、当該活動期間における資金の支出とみなすのである。

当該会計年度：



©1＝資金は実際には支払われていないが、諸活動に対応して考えると、支出とすべきもの。

＝期末における「未払の資金」というような意味で、実際の支払資金からいえば、資金の範囲を拡大したものであり、「将来の現金」ともいえる。

これを「期末未払金」と呼ぶ。

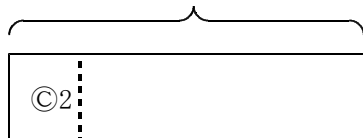
＝対応する勘定科目は、「消耗品費支出」等。

例：既に費消された消耗品等で3月31日までに支払いが未済みのもの

仕訳例：(借)消耗品費支出 ×× (貸)期末未払金 ××

次の会計年度：

実際の資金の支払額



©＝前会計年度で実際には資金の支払いがないのに支出されたものと取り扱われ、

「(借)消耗品費支出××(貸)期末未払金××」等として処理されたもので、実際の資金の支払いがこの会計年度でされたもの。

＝前会計年度末で未払であったもの（「期末未払金」）の支払い。

＝前会計年度で「消耗品費支出」等として処理されているので、実際に資金が支払われたこの会計年度では、「消耗品費支出」等として処理できない。

＝よって、対応する勘定科目は、「前期末未払金支払支出」とし、それを資金の支出原因とする。

仕訳例：(借)前期末未払金支払支出 ×× (貸)資金 ××

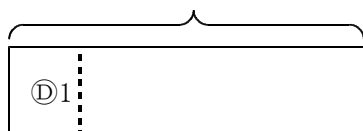
8 前期末前払金

一方前述7とは逆に、諸活動に先んじて資金を支払ってしまう場合がある。このような

場合におけるこの資金支出は、当該会計期間において行われた活動に対応しないこととなる。したがって、「基準」は、この会計期間に支払われた資金を、資金支払いの翌会計期間後に行われる活動に対応する支出とするため、当該資金を支払った期間においては当該活動に対する前払いの支出(「前払金支払支出」として取扱い、その後、この前払いの支出を、当該活動が行われた会計期間においてその期間の資金支出とするのである。すなわち、当該資金支出を、この活動が行われた期間において「当該会計年度の諸活動に対応する支出で前会計年度以前の会計年度において支払資金の支出となったもの(「前期末前払金」という。))とし、当該活動に対応する支出を認識するのである。

前の会計年度：

実際の資金の支払額



①＝資金は実際に支払ったが、諸活動に対応して考えると、支出として扱うには時期が早いもの。

＝前払いしたもの。

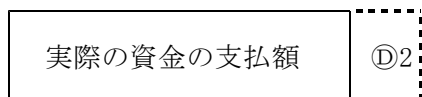
＝これを「前払金支払支出」と呼び、その支出原因とする。

例：翌4月1日以降に納品又は費消される図書、消耗品等に対する支払

したがって、「図書支出」「消耗品費支出」として把握しないで、「前払金支払支出」として処理する。

仕訳例：(借)前払金支払支出 ×× (貸)資金 ××

当該会計年度：



①＝前会計年度で前払いの支出すなわち「(借)前払金支払支出(貸)資金××」として処理されたもので、その支払目的とされる活動(納品又は費消)が当該会計年度でされるもの。

＝当該目的を明らかにする科目で一度も処理されることがないので、支払目的の活動が行われた年度で、活動目的に対応して資金支出を認識する。

＝この認識した資金を「前期末前払金」と呼ぶ。

＝前期末に支払った前払いの資金というような意味で、実際の支払資金からいえば、資金の範囲を拡大したようなものであり、「過去の現金」ともいえる。

＝対応する勘定科目は、「図書支出」「消耗品費支出」等。

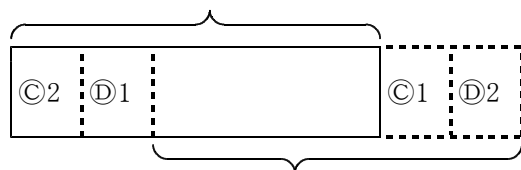
仕訳例：(借)図書支出 ×× (貸)前期末前払金 ××

9 資金支出のまとめ

前述7及び8の図を合成すると次のような図になり、そして、これが本条の資金支出を

表すのである。

実際の資金の支払額



諸活動に対応する支出

◎1＝「期末未払金」

< 対応する勘定科目は、「消耗品費支出」等 >

仕訳例：(借)消耗品費支出 ×× (貸)期末未払金 ××

◎2＝「前期末未払金支払支出」

仕訳例：(借)前期末未払金支払支出 ×× (貸)資金 ××

◎1＝「前払金支払支出」

仕訳例：(借)前払金支払支出 ×× (貸)資金 ××

◎2＝「前期末前払金」

< 対応する勘定科目は、「図書支出」「消耗品費支出」等 >

仕訳例：(借)図書支出 ×× (貸)前期末前払金 ××

すなわち、本条は、資金支出を次の三つと認識しているのである。

① 実際に支払った支出 ◎2・◎1を含む

＝当該会計年度における支払資金の支出

(当該会計年度の諸活動に対応する支出を含む)

② 期末未払金 ◎1

＝当該会計年度の諸活動に対応する支出で翌会計年度以後の会計年度において支払資金の払い出しとなるべきもの

＝将来の現金＝将来の支払資金支出

③ 前期末前払金 ◎2

＝当該会計年度の諸活動に対応する支出で前会計年度以前の会計年度において支払資金の支出となったもの

＝過去の現金＝過去の支払資金支出

10 資金収支計算の目的と方法

前述1でみたように、「基準」は、資金収支計算の目的を次のように二つとしている。

① 一つは、会計年度ごとに、当該会計年度の諸活動に対応するすべての収入と支出の内容を明らかにすること、

② もう一つは、会計年度ごとに、当該会計年度における支払資金の収入及び支出のてん末を明らかにすることである。

上記①の目的を遂げるための資金収支計算の方法が、前述5及び9における「諸活動に対応する収入」と「諸活動に対応する支出」の対応計算であり、この諸活動に対応するすべての収入及びすべての支出の「内容」を明らかにし、そして、

上記②の目的を遂げるための資金収支計算の方法が、前述5及び9における「実際の資金の受入額」と「実際の資金の支払額」の対応計算であり、この実際の資金の増減すなわち支払資金の収入及び支出の「てん末」を明らかにするのである。

ただし、てん末とは、「(顛(いただき)から末までの意) 始めから終わりまでのいきさつ。全部の事情。」(日本国語大辞典)で、よって、上記②の収支計算においては、この収入と支出の内容とともにこの収入と支出の差額残高までも求めていることとなることから、本条の定めのみでその求めを満たすことができず、よって、「基準」は、この工夫をさらに第11条(前期末前受金等)に定めるのである。

第11条の工夫は、本条で工夫した「前期末前受金」、「期末未収入金」、「前期末前払金」及び「期末未払金」の控除計算である。詳細は、第11条の解説に譲ることとする。

※ 「基準」第11条 (前期末前受金等)

当該会計年度の資金収入のうち前期末前受金及び期末未収入金は、収入の部の控除科目として、資金収支計算書の収入の部に記載するものとする。

2 当該会計年度の資金支出のうち前期末前払金及び期末未払金は、支出の部の控除科目として、資金収支計算書の支出の部に記載するものとする。